

患者様 各位

選定療養費制度について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり

入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担となります。

当院では、ご入院期間が180日を超えた日より、以下の金額が患者様の負担になります。

一般病棟入院基本料（7対1入院基本料） 1日につき 2,330円（税込）

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養費の対象とはなりませんので、特定療養費の徴収はいたしません。

- ・ 厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ・ 重症者病室に入院されている方
- ・ 重度の肢体不自由者、重度の意識障害者（日常生活自立度ランク B 以上）
- ・ 脊髄損傷等の重度障害者
- ・ 人工呼吸器を使用されている方
- ・ ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
- ・ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る）

ご不明な点は、総合受付までお尋ねください。

以上